

《商品概要説明書》

大口定期（1）

平成 22 年 10 月 1 日現在適用中

1.商品名(愛称)	・自由金利型定期預金(大口定期)
2.販売対象	・法人・個人
3.期間	・定型方式・・・1ヵ月 3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式・・・1ヵ月超 5年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元 利金継続)の取扱いができます
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入いただきます ・1,000万円以上 ・1円単位
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
6.利息 (1)適用金利 (2)利払方法(頻度) (3)計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・預入期間 2年未満のものは満期日以後に一括して支払います 預入期間 2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の 1年前 の応当日までの間に到来する預入日の 1年毎の応当日)以後および 満期日以後に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日 からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利 率×70%)により計算します ・付利単位を 100円とした 1年を 365日とする日割計算
7.税金	・個人の利息には 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります ・法人は総合課税となります
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができ ます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率)

大口定期（2）

<p>10.中途解約時の取扱い</p>	<p>・満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します</p> <p>預入日から1ヵ月未満に解約の場合…下記A、B、Cのいずれか最も低い利率</p> <p style="padding-left: 2em;">（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします）</p> <p>預入日から1ヵ月以降に解約の場合…下記B、Cのいずれか低い利率</p> <p style="padding-left: 2em;">（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします）</p> <p>A: 解約日における普通預金利率 B: 約定利率—約定利率×30%</p> <p>C:</p> $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>※基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率です</p>
<p>11.金利情報の入手方法</p>	<p>・金利は店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください</p>
<p>12.苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置: 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または相談室（9時～17時30分、電話:058-327-8011）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置: 東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申し出ください。</p>

大口定期 (3)

<p>13.その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none">・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となりますただし、決済用預金(当座預金・無利息型普通預金等)については全額保護されません
----------------------	--